

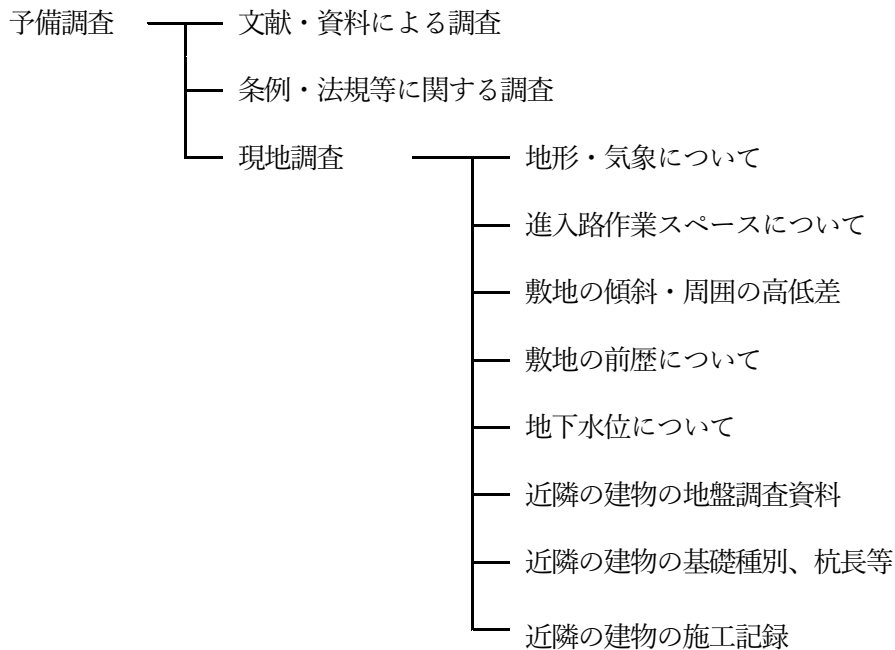
地盤調査業務委託仕様書

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、宮崎県警察本部警務部施設装備課が発注する営繕工事に伴う地盤調査業務（ボーリング及び標準貫入試験並びに各種土質試験等）に適用する。
- (2) 設計書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書に記載された事項は、この仕様書に優先させるものとし、この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、調査職員と協議して決定するものとする。

2 委託業務の内容

- (1) 地盤調査は、予備調査、本調査を行い、必要に応じて追加調査を行う。
- (2) 予備調査は、本調査を計画する上で必要な情報を得ること及び本調査により得られる結果を判断する試料を収集することを目的とする。
- (3) 本調査は、基礎の設計・施工に必要な支持層深さ、支持力、沈下性状、地下水位等の地盤の性質を把握できる内容とする。
- (4) 追加調査は、本調査の結果、更に詳細な検討が必要となった場合に行う。
- (5) 調査の結果が同一地層で著しく異なった場合などは原因を調べ、必要に応じて他の試験方法等によりその確認をする。



本調査

標準貫入試験	サンプリング	平板載荷試験	孔内水平 載荷試験	物理試験	力学試験	軟弱地盤 解析
○	○		○	○	○	○

※ 本調査の種類及び方法は、敷地調査共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）第4章による。

※ 予備調査の段階で、十分な資料が得られない場合は、1～2点の標準貫入試験を先行させて地盤の概要を把握する。

3 委託業務の処理

- (1) 受注者又は管理技術者は、調査のため他人の土地に入り、又は一時使用する場合は、関係法規に定める事項を厳守し、地元住民と十分に協調を保ち、いたずらに摩擦等を起こさないように心がけること。
- (2) 作業の必要上生ずる土地の使用、草木の伐採、踏み荒らし、物件の除去等に対する保証は、特に指示しない限り受注者の責任において処理すること。
- (3) 本調査作業実施のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続は、受注者において行うこと。
- (4) 受注者は、成果物として電子データ(CD、DVD等)1部を宮崎県建設技術センター所長あて提出すること。
※柱状図、コア写真等に記載する孔口高は、標高(E L)を必ず併記すること。
- (5) 調査職員と協議を行った結果、必要があると認められる場合は、委託業務内容の変更を行う。

4 貸与品等

貸与品等は以下のとおりとする。

なお、受注者は引渡しの日から7日以内に、調査職員に受領書又は借用書(いずれも書式は任意とする。)を提出しなければならない。

- (1) 貸与品
 - ・引き渡し場所(施設装備課)
 - ・引き渡し時期(契約後 日以内)
 - ・品名等
 - () 1部
 - () 1部
- (2) 支給品
 - ・引き渡し場所(施設装備課)
 - ・引き渡し時期(契約後 日以内)
 - ・品名等
 - () 1部
 - () 1部

5 提出物

受注者は、成果物として次のものを提出しなければならない。

- (1) 調査報告書 1部
(内容は、調査目的に対する土質上の留意事項、設計施工に関する所見、以降行うべき調査試験についての意見等とする。)
- (2) 位置平面図(縮尺 1/2,500 程度) 1部
- (3) ボーリング柱状図 1部
- (4) 土質(地質)断面図(縮尺横 1/2,500、縦 1/400 程度) 1部
- (5) 土質標本等(ふた付箱に収納) 1組
- (6) 調査記録カラー写真 1部
- (7) その他調査職員が特に指示するもの
- (8) 上記(1)～(4)、(6)、(7)の電子データ(CD、DVD等) 2部

※ 1 部は宮崎県建設技術センターへ

(9) 本委託仕様書の「3 委託業務の処理(4)」による宮崎県建設技術センター発行の受領書の写し

※ (8) による電子データ(CD、DVD等)は、「宮崎県電子納品ガイドライン【業務編】」(以下「ガイドライン」という。)に基づいて作成したものとする。電子納品の対象となる項目や、ガイドラインで特に記載がない項目については、業務の着手時に調査職員と協議の上、決定するものとする。

※ 提出する成果物の電子データ(CD、DVD等)については、宮崎県電子納品チェッカーによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施した上で提出するものとする。

6 特記事項

(1) 打合せ

受注者は、管理技術者の立会いのもと、次の区切りにおいて調査職員と打合せを行うものとする。

- ① 業務着手時
- ② 土質断面作成時・総合解析とりまとめ終了時
- ③ 業務完了時

(2) ボーリングの位置等

各ボーリングの位置等は、別図による。

なお、ボーリング位置の決定は、調査職員と現場立会いの上行う。

(3) 液状化の検討

・ 液状化の検討は行わない。

- 液状化の判定を日本建築学会「建築基礎構造設計指針 2001」に準拠して1断面行う。

(4) 地質解析業務

ボーリング試料をもとに、当地域の地質の解析検討を行うものとする。

なお、解析検討項目については、次のとおりとする。

① 資料整理とりまとめ

- 各種計測結果の評価及び考察(異常データのチェック含む。)
- 試料の観察
- ボーリング柱状図の作成

② 断面図の作成

- 地層及び土性の判定
- 土質又は地層断面図の作成(着色を含む。)
- その他各種図面類の作成

③ 総合解析とりまとめ

- 調査地周辺の地形・地質の検討
- 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- 調査結果に基づく基礎形式の検討
- 設計・施工上の留意点の検討

(5) 地盤情報の検定

受注者は、機械ボーリングで得られたボーリング柱状図、土質試験結果一覧表の成果について、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、発注者に提出するとともに、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開・利用の可否について、電子納品ガイドライン【業務編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、電子納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書（PDF ファイル）を、電子納品ガイドライン【業務編】に規定されている格納フォルダ BORING/OTHERS に格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することとする。

地盤情報の検定方法に関しては、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ (<https://ngic.or.jp>) を参照のこと。